

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程 平成16年4月7日 16 経教 規程第25号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「大学教員任期法」という。）及び国立大学法人東京農工大学職員就業規則第5条第3項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における教育職員の任期について定めるものとする。</p> <p>(教育研究組織及び職等)</p> <p>第2条 労働契約により、任期を定めて雇用（以下「任期付雇用」という。）する教育職員の教育研究組織及び職等は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>(採用される者の同意)</p> <p>第3条 任期付雇用する場合には、別紙様式により、採用される者の同意を得なければならない。</p> <p>(規程の作成及び改正)</p> <p>第4条 この規程は、教育研究評議会の議に基づいて定め、又は改正するものとする。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第5条 この規程を定め、又は改正したときは、本学のホームページ等により、広く周知を図るものとする。</p> <p>附 則</p>	<p>第1条 省略（現行どおり）</p> <p>第2条 省略（現行どおり） <u>2 任期付雇用する教育職員の再任審査について必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第3条 省略（現行どおり）</p> <p>第4条 省略（現行どおり）</p> <p>第5条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（23規程第1号）

この規程は、平成23年2月21日から施行する。